

民法演習 I ・ 第13回講義（集合動産譲渡担保）の補足説明

2017年7月5日

松岡 久和

今回の学習ポイントはとりわけ非常に詳しいので、私からの補足は、そこにはない点などごく限られたものにします。今回も、松岡とあるのは『担保物権法』（日本評論社、2017年）です。

1 予習課題の補足

(1) 集合動産譲渡担保の要件の並べ方

学習ポイントでは、講義中に三浦さんが答えられたと同じ順に要件が説明してあるが、講義で述べたように、①被担保債権、②譲渡担保設定契約、③設定者の処分権限、④特定性という順の方がよい。①～③は特定動産譲渡担保でも債権譲渡担保でも妥当する要件で、流動財産譲渡担保になると④が必要となる。こう整理した方が頭に入りやすい。

(2) 動産譲渡登記

譲渡人＝設定者が法人である本件のような場合には、占有改定に加えて、動産譲渡登記によって第三者対抗要件を備えることができる。この点は講義では飛ばしたので、学習ポイントの(2)を良く読んで欲しい。

(3) 通常の営業の範囲外の処分によって集合物から離脱した構成物について

講義後にも質問があった。参考判例③が最もわかりにくい点である、参考判例③はその点を明確には述べていない。松岡370頁も、生熊先生の学習ポイントの6.の説明とまったく同意見である。

2 問1について

(1) 譲渡担保の法的構成について（松岡312-316頁）

(a) 判例の見解

近時の判例は、担保目的の範囲での権利移転という表現を好み、担保権的構成に歩み寄っているとされる。少なくとも、純粹の権利移転的構成（所有権移転的構成とか所有権的構成ともいうが、債権譲渡や知的財産の譲渡担保などを含めて広く表現しようとする、有体物以外の所有権は観念できないので、権利移転的構成が妥当）を採ってはいない。

(b) 学説の多様な見解

権利移転の形式より担保目的の実質を重視し、設定者に物権的地位を認めて厚く保護しようとする点では共通するが、法的構成の細部は様々に分かれて一致しない。設定者に権利が残り、債権者には権利が移転せず譲渡担保権だけが設定されるとする純粹の担保権的構成は、ごく少数である。

(c) 両者の異同

論理的な結び付きやすさの違いはある。今回の問題との関係でいえば、権利移転的構成は、動産先取特権との競合問題で333条適用説と親和性があり、担保権的構成は334条類推適用説に結びつきやすい（後述(3)）。また、譲渡担保権の多重設定は、権利移転的構成では後述するように単純な意味では認められないのに対して（後述(4)）、担保権的構成では認められる。

しかし、いずれかを採れば結論が必然的に決まるわけではなく、むしろ、法的構成によって結論が異なる問題が多い（8つの例として松岡314-316頁）。

決定的に異なるのは、不動産譲渡担保権者が目的不動産を処分した場合における譲渡担

保設定者と第三者の関係であり、判例は177条を適用し、担保権的構成を採用するほとんどの学説は94条2項を類推適用する（ここにも例外はあり論理必然ではない。二段階物権変動説の鈴木禄弥は177条を適用し、設定者留保権説の道垣内弘人は94条2項を適用する。松岡も担保権的構成を採りつつ177条を適用する）。

試験の答案において、今でも両構成の基本的な考え方の違いや結論との親和性を問われることがあり、その場合には両説を対比して異同を論じる必要がある。しかし、問われていることの中心が個別具体的な問題に対する対応であれば、両者の違いを長々と述べる必要はないし、そこに多くの時間と字数を費やすのは、むしろよろしくない。

(2) 集合動産譲渡担保の法的構成（松岡353-355頁）

分析論・集合物論・集合物概念徹底説（価値枠論）などがあるが、ここでの法的構成の対立は、(1)の譲渡担保一般の法的構成の対立とは無関係である。

(3) 333条適用説と334条類推適用説

譲渡担保権者が善意であれば、動産先取特権者に優先する点では両説に違いはない。

しかし、Aが売り掛けでしか購入できない状況にあることを知ってBが流動動産譲渡担保権の設定を受けた場合、333条適用説ではBが優先するが、334条類推適用説では、330条2項が準用できるため、悪意の譲渡担保権者Bは動産売買先取特権者Eに劣後する。

なお、この330条2項は、債務者の責任財産の維持や増加に費用を支出した者は、他の担保権者にも優先するとの考え方を示しており、この考え方は、共益費用の一般先取特権などとも共通する（307条2項・329条2項ただし書・331条1項）。

(4) 参考判例③のいう譲渡担保権の多重設定

権利移転的構成では所有権が併存できない以上、後順位譲渡担保権は成立しないはずである。ところが、参考判例③は次のように述べて多重設定を認めるかのような口ぶりであり、これをどう理解するかが難しい。

「本件物件1については、本件契約1に先立って、A、B及びCのために本件各譲渡担保が設定され、占有改定の方法による引渡しをもってその対抗要件が具備されているのであるから、これに劣後する譲渡担保が、被上告人のために重複して設定されたということになる。このように重複して譲渡担保を設定すること自体は許されるとしても、……」

しかし、「重複して譲渡担保を設定すること」というのは、譲渡担保設定契約自体は有効であると述べているだけ（物権的には無効）と読むことも可能である。実際、この判例は、後順位譲渡担保権者が譲渡担保権を実行することを否定している。あるいは、先順位の譲渡担保権が消滅して設定者が所有権を回復することを条件とした後順位譲渡担保権を設定するという構成も可能である。傍論的判示であり、参考判例③の意図するところは明確ではない。

3 問2について

(1) 所有権留保と譲渡担保の異同

対比して整理してみるとよい。両者は、権利の帰属の形式によって担保としての優先権を確保しようとする点では共通しており、所有権留保は、いったん買主に移転した所有権を担保目的で売主に再譲渡する譲渡担保の一種だと解することも不可能ではない。

しかし、所有権留保では、売買代金債権が被担保債権の中心になり目的物との価値的均衡が取れていて清算金がほとんど残らないし、判例・通説によれば、所有権留保の場合には積極的な物権変動がないため、対抗要件を必要としないとされる（松岡376頁・378頁・379頁）。

(2) 流通過程における所有権留保

小問3において冷凍冷蔵庫を購入した消費者が所有権を取得できる根拠について、学習ポイントは、即時取得の成否をまず検討している。所有権が売主に残る限り、買主の処分は無権限処分となるので、基本的には正しい。

もっとも、流動動産譲渡担保についての参考判例③の判示と同様に、転売を予定している商品の所有権留保（「流通過程における所有権留保」と呼ばれる）においては、「通常の営業の範囲内の処分」に当たる転売は、処分授權により物権的にも有効で、購入者は冷凍冷蔵庫の所有権を承継取得できると考えられる。近時の多数説と思われるが（松岡385-386頁）、所有権留保における転売授權を認めた判例・裁判例はない。学習ポイントのなお書きは、このことを指している。

4 問4について

（問3については学習ポイントが非常に詳しいので補足するべき点はない。）

一般的には代替的物上代位権の行使は、債務不履行以前であっても、担保価値を保全する意味で可能である。しかし、流動動産譲渡担保においては、譲渡担保設定者の事業資金サイクルを阻害しない「生かす担保」としての制約が加わる。参考判例④（当該事件では設定者が倒産して廃業しており、物上代位権の行使が認められた）によれば、Aがまだ営業継続をしている場合には、火災保険金請求権は、新たな商品等の購入の原資となるものであり、特段の事情がない限り、譲渡担保権者は物上代位権を行使することは許されない。

結論は同じであるが、異なる構成もありうる。譲渡担保権者は、担保価値を保全するために保険金請求権を差し押さえて、設定者に代わり担保を提供させるか、その資金を譲渡担保目的物の補充に使うことを確約させることはできる。しかし、被担保債権を回収することまではできず、譲渡担保設定者が代わり担保を提供しているにもかかわらず、保険金請求権を差し押さえて事業資金サイクルを阻害ことは権利濫用となり許されない（松岡369頁）。